

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー源の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー（電力証書を含む）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電気事業者とともに環境価値を移行したことが及び第三者へ移行しないことでの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に発電設備が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成



特定電源割当証明書様式例

特別顧問 株式会社 〇〇電力

●●●●

○ ○ ○ 様

〇〇電力  
株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○

〇〇年〇半に及ぶの通り●●●●に電力を供給しなくなりとなっております。  
 又、貴社電源設備に搭載の発電機に所定環境価値について、●●●●に売却したことで、いかなる額も購入も対応できていないこととなっております。

1 設備情報  
 発電機部 ●●●●  
 変圧機部 ●●●●  
 変流機部 ●●●●  
 蓄電池部 ●●●●  
 送電機部 ●●●●  
 送電機部 ●●●●  
 送電機部 ●●●●  
 送電機部 ●●●●

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力割当の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
再生可能エネルギー由来電力割当 (A) [kWh]													
供給能力 (B) [kWh]													
加工率比率 (%) [A/B]													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力割当の内訳 (OM)

1 再生可能エネルギー  
 供給元設備名 住所 再生可能エネルギーの種類 割当電力 (kWh)  
 〇〇発電所 〇〇市〇〇町 〇〇風力 〇〇kWh  
 〇〇太陽光発電所 〇〇市〇〇区 〇〇太陽光 〇〇kWh  
 〇〇水力発電所 〇〇市〇〇町 〇〇水力 〇〇kWh  
 〇〇再生可能エネルギー  
 合計 (kWh)

2 設備による環境価値等 (環境価値を持つ証書を用いた電力のみを記載)  
 再生可能エネルギーの種類 環境価値等 再生可能エネルギーの種類 環境価値等  
 〇〇風力 〇〇kWh 〇〇太陽光 〇〇kWh  
 〇〇水力 〇〇kWh  
 〇〇再生可能エネルギー  
 合計 (kWh)

〇〇電力  
 〇〇市〇〇町

別紙第4

分任契約担当者  
 藤上 世織 課小部課 部長  
 第361号呼称履歴 課

下記の内容に不備ないことを証明します。

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

住 所  
 番号又は名称  
 代表者氏名  
 果〇〇市〇〇  
 株式会社  
 〇〇 印

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )
番号	

2 前年度の状況

項目	① 前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)	前年度の未利用エネルギー活用状況	②
項目	② 前年度の再生可能エネルギー導入状況		③

項目	グリーン電力証書の調達への選定予定額 (予定使用電力量の割合)	選定予定額	取組の進捗	取組の進捗	取組の進捗	取組の進捗
項目	④					

項目	⑤ 新規契約への移行エネルギー・需給に即する需要課 供の取組	取組の進捗	取組の進捗	取組の進捗	取組の進捗	取組の進捗
項目	⑤					

① ~ ⑤ の合計取組	
-------------	--

注1) 「世帯の経緯画」、「選定予定額」及び「取組」には、別紙第7により算出した値を記載  
 注2) 2の合計取組が70点以上となった場合は本案件の入札適合とする。  
 注3) 1及び2の条件を満たすことを示す申請を提出すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の電線を開示(※1)してあり、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(平均使用電力量の割合)、⑤譲渡先へのエネルギー・節電に関する情報提供の取組のうち項目に係る数値を以下の数に当てはめた場合の採点の合計が70点以上であること。

区 分	得点	規 準
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	70	0.400以上 0.400未満
	65	0.425以上 0.425未満
	60	0.450以上 0.450未満
	55	0.475以上 0.475未満
	50	0.500以上 0.500未満
	45	0.525以上 0.525未満
	40	0.550以上 0.550未満
	35	0.575以上 0.575未満
	30	0.600以上 0.600未満
	25	0.625以上 0.625未満
	20	0.650以上 0.650未満
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	10	0.675以上
	5	0%超 0.675%未満
	0	活用していない
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	20	5.00%以上
	15	3.00%以上 5.00%未満
	10	1.50%以上 3.00%未満
	5	0%超 1.50%未満
	0	活用していない
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量	10	5.0%
	5	2.5%
	0	活用していない
⑤ 譲渡先へのエネルギー・節電に関する情報提供の取組	5	取組んでいる
	0	取組んでいない

(注) 各項目の点数は、「各項目の点数」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する取組しい方策に鑑じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者等であって、電源構成を開示していない場合は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を譲渡するための譲渡等の名義を第361号準拠規程に列挙することという。譲渡等がある場合、その譲渡等も譲渡すること。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその複製を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力値

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による課金の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必別に於て関係書類の提出及び説明を定めることがある。また、契約事業者は、契約期間終了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。



<p>③ 時舟屋の米 米用ヒヤンキ キ一部用込</p>	<p>③ 時舟屋の米用ヒヤンキによる燃費電力屋には低小消費電力兼歩への燃費分は少ない。 米用ヒヤンキ キ一部用込</p>
<p>④ 時舟屋の米用 可成ヒヤンキ の導入状況</p>	<p>④ 時舟屋の米用ヒヤンキの導入状況は以下の条件にのみ (無定歩費) <math>①+②+③+④+⑤</math> 時舟屋の米用可成ヒヤンキの導入状況 = <math>\times 100</math></p>
<p>① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>② 時舟屋の米用可成ヒヤンキ一類の連用庫(①)+②+③+④+⑤)には低小消費電力兼歩への燃費分は少ない。</p> <p>③ 時舟屋の米用可成ヒヤンキ(⑥)による燃費電力屋には低小消費電力兼歩への燃費分は少ない。</p>	<p>① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>② 時舟屋の米用可成ヒヤンキ一類の連用庫(①)+②+③+④+⑤)には低小消費電力兼歩への燃費分は少ない。</p> <p>③ 時舟屋の米用可成ヒヤンキ(⑥)による燃費電力屋には低小消費電力兼歩への燃費分は少ない。</p> <p>④ ① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>② ① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>③ ① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>④ ① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>⑤ ① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p> <p>⑥ ① 時舟屋の米用可成ヒヤンキと成、F17洋船に搭載4項に列せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うの燃費設備による燃費を対換とし、太陽光、風力、水カ(30,000kWh未満、ただし、橋次燃費は含まない)、地熱、バイオマスを用いて燃費がれた電力とする。(ただし、インバンス業費を減けた電力に吟味せられる米用可成ヒヤンキ一類を連うては命ではない。)</p>

